

所管部課名	市民福祉部 子育て支援課							
事務事業名	認可外保育施設運営補助金							
根拠法令	薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱、薩摩川内市認可外保育施設運営補助金交付要領							
補助経過年数	6年以上10年以下							
平成27年度 予算額	2,379 千円	国県支出金 104 千円	その他 千円	一般財源 2,275 千円				
	指標名		目標値	目標年度				
成果指標①	利用定員に対する利用者実人数の割合		75%	平成32年度				
成果指標②	月平均受託児童数		98人	平成32年度				
補助対象者	保育を行うことを目的とする施設であって県知事が認可している認可保育所以外の保育所							
補助対象経費	【施設割】 - 施設整備に要する経費（安全対策を目的とするもの） - 職員研修に要する経費（保育内容を高めるためのもの） 【児童割】 - 児童の保育に要する経費（育児教材費、衛生管理費） - 施設の維持管理費に要する経費（需用費、役務費、委託料等） - 施設整備に要する経費（施設割不足分を含む）							
補助対象事業・活動の内容	保護者が働いていたり、病気の状態にあるなどのため、家庭において十分保育できない児童を、家庭の保護者にかわって保育を行う。							
補助金額又は 補助率	分類 ☒ 運営補助のみ ☐ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他							
上記項目の 積算方法	対象経費ごとに定められた補助基準額の合計額と実支出額の合計額を比較して少額となる方の額							
補助 過去3 カ年 の事 業（ 団 体 ） 等 の 決 算 状 況	収入	項目	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
			金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）
		自己資金	83,556	3.6%	128,588	5.1%	179,047	7.2%
		会費収入	83,556	3.6%	128,588	5.1%	179,047	7.2%
		事業収入		0.0%		0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%
		市補助金	2,220,000	96.4%	2,383,200	94.9%	2,291,500	92.8%
				0.0%		0.0%		0.0%
		(前年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%
	計	2,303,556	100.0%	2,511,788	100.0%	2,470,547	100.0%	
	支出	事業費	2,303,556	100.0%	2,511,788	100.0%	2,470,547	100.0%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		(翌年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%
計		2,303,556	100.0%	2,511,788	100.0%	2,470,547	100.0%	
支出計/前年度支出計				109.0%		98.4%		
自己資金/前年度自己資金				153.9%		139.2%		
翌年度繰越金/市補助金		0.0%		0.0%		0.0%		
交付件数		9		9		8		
成果指標の推移①		70%		81%		84%		
成果指標の推移②		175人		173人		167人		
特記すべき事項等	【前回評価】平成24年度「継続」 【その他】 ・平成27年度4月から子ども・子育て支援制度が開始され、認可外保育施設の約半分が、小規模保育事業の認可施設へ移行し、認可外施設数が減少した。 ・薩摩川内市認可外保育施設運営補助金の補助区分を見直し、月平均受託児童数から、より事業規模に応じることができるよう施設割、児童割区分に改正した。							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	市内地域の保育所等の補完施設として、大きな役割を果たしている。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	①に該当する。 近年は、女性の就労希望が増加傾向にあり、本市でも待機児童が発生している。待機児童がいる状況の中で、認可外保育施設は待機児童の抑制と入所の柔軟な対応やサービスの提供の役割を担っている。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	育児教材購入や衛生対策に対して補助を行うことにより、保育の質の向上や、園児の安全対策に一定の効果をあげている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	社会資源としての認可外保育施設を活用する事業であるため、認可外保育所が事業を行うことが適当である。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	社会経済情勢の変化に伴い、補助対象経費の見直しを行いながら、対象経費の充実に努めており、著しく妥当性を欠く水準ではない。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられないなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	認可外保育施設に対しての補助であるため、対象事業等も随時見直しを行っており、永続的・固定的な補助にはならない。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	認可外保育施設は、保育に欠ける乳幼児を保育することを目的にしている施設であり、一定の公益性が認められる。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	B	認可外施設に運営補助金を交付することによって、認可外保育施設の健全な運営や、同施設に入所する児童の心身の健全な発達の助長に対する一定の効果があがっている。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	補助対象経費及び補助基準額は、認可外保育施設の健全な運営の目的に応じて交付しているため、公費を充てることは妥当性がある。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	《今後の改革の方向性》 ☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 ☐ 拡大 ☐ 他の補助金と統合 ☐ 補助内容の改善 ☐ 縮小 ☐ 移管 ☐ 休止 ☐ 廃止 《上記方向の理由》 同事業の活用によって、認可外保育施設の適正な保育環境の確保や保育内容の充実が図られることにより、より良い環境のもとで子ども達の保育が実施される。 《改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画》 今後とも事業者の実態把握に努め、改善すべき部分がないか今後検討する。	外部評価結果	《視点別評価》 公益性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 必要性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 有効性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 適格性・妥当性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い
			《今後の改革の方向性》 ☐ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 ☐ 拡大 ☐ 他の補助金と統合 ☐ 補助内容の改善 ☐ 縮小 ☐ 移管 ☐ 休止 ☐ 廃止
			《まとめ》

薩摩川内市認可外保育施設運営補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第99号）第2条の表に掲げる認可外保育施設運営補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 薩摩川内市認可外保育施設運営補助金に係る補助事業等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものでなければならない。ただし、事業所内保育施設は除くものとする。

- (1) 当該年度4月1日現在薩摩川内市において、日々保護者の委託を受けて乳幼児の保育を行なっていること。
- (2) 1日の保育時間が8時間以上であること。ただし、保育時間が18時以降に及ぶ保育施設にあっては1日の保育時間が8時間以上若しくは18時以降の保育時間が6時間以上であること。
- (3) 保育に従事するものが児童福祉施設最低基準第33条第2項に定める数以上であること。ただし、少なくとも2人は配置されていること。
- (4) 保育に従事するものの概ね3分の1（保育に従事するものが2人の施設にあっては、1人）以上は、保育士又は看護師の資格を有するものであること。
- (5) 乳幼児の保育を行なう部屋（以下「保育室」という。）の面積は、乳幼児1人当たり1.65平方メートル以上であること。
- (6) 保育施設内での事故に係る傷害保険及び賠償責任保険に加入していること。
- (7) 前各号に定めるほか、厚生労働省の定める指導基準に概ね適合していること。

(補助金の額)

第3条 薩摩川内市認可外保育施設運営補助金の額は、別表の対象経費ごとに定められた補助基準額（当該経費の実支出額が当該補助基準額を下回る場合には、その額）の合計額と当該認可外保育所における次条に定める経費の実支出額の合計額とを比較して少額となる方の額とし、当該年度の予算の範囲以内とする。

(補助対象経費)

第4条 薩摩川内市認可外保育施設運営補助金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める経費について交付する。

- (1) 職員の研修のための経費
- (2) 育児教材購入費
- (3) 衛生管理に要する経費
- (4) 防災設備に要する経費

- (5) 保育従事者及び調理担当職員の感染症等に係る検診に要する経費
- (6) 光熱水費に要する経費
- (7) 施設の設置者が実施する児童の健康診断（以下「すこやか健診事業」という。）に要する経費。（以下「健診事業費」という。）

（交付の申請）

第5条 薩摩川内市認可外保育施設運営補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年5月末日とする。

2 薩摩川内市認可外保育施設運営補助金の交付の申請に係る規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 薩摩川内市認可外保育施設月平均受託児童数調べ（様式第1号）
- (2) すこやか健診事業を実施する場合は、すこやか健診事業実施計画書（様式第2号）
- (3) 前各号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

（交付の基準）

第6条 薩摩川内市認可外保育施設運営補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前各号に掲げる場合のほか、薩摩川内市認可外保育施設運営補助金を交付することが適当でないと認められる場合

（実績報告）

第7条 薩摩川内市認可外保育施設運営補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類
- (2) 薩摩川内市認可外保育施設月平均受託児童数調べ（様式第1号）
- (3) すこやか健診事業を実施する場合は、すこやか健診事業実績報告書（様式第3号）
- (4) 第4条に掲げる経費の領収書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

（効果の測定）

第8条 薩摩川内市認可外保育施設運営補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

- (1) 利用定員に対する利用者実人数の割合
- (2) 月平均受託児童数（月平均受託児童数については、一時的な預かりではなく通常保育として預かっている児童数とする。）

（補助事業者等の責務）

第9条 薩摩川内市認可外保育施設運営補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の児童福祉政策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市民福祉部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

第4条第1号から第6号にかかる経費

月平均受託児童数	6人以上10人未満	年額	90,000円
月平均受託児童数	10人以上20人未満	年額	150,000円
月平均受託児童数	20人以上30人未満	年額	300,000円
月平均受託児童数	30人以上	年額	450,000円

健診事業費

入所人員	児童1人当たりの単価	1施設当たりの上限額
30人以下	5,300円	105,400円
31人以上60人未満	3,400円	138,000円
60人以上90人未満	2,300円	162,000円
90人以上	1,800円	300,000円

※入所人員とは、当該年度の4月1日時点登録児童数とする。ただし、認可保育所利用者は含まない。

※市からの補助金以外で施設の設置者に健診事業費に充てる収入がある場合は、健診事業費からこの収入を控除した額を対象経費とする。

※対象となる健診は、年2回の内科検診、年1回の歯科健診とする。

様式第 1 号 (第 5 条関係)

薩摩川内市認可外保育施設月平均受託児童数調べ

認可外保育施設名 ()

		月平均受託児童数
4	月	人
5	月	人
6	月	人
7	月	人
8	月	人
9	月	人
合 計		人
6 ヶ月平均		人

※ 月平均受託児童数については、一時的な預かり保育ではなく、日々保護者の委託を受けて預かっている児童数を記入すること。

※ 交付申請時は 9 月までの見込みを記入し、実績報告時は 9 月までの実績を記入すること。

第2号様式（第5条関係）

すこやか健診事業実施計画書

認可外保育施設名（ ）

入所人員	年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
	人数	人	人	人	人	人	人	人
内科健診 実施予定	区分	受診予定日		受診予定児童 数		医療機関名		
	1回目	年 月 日		人				
	2回目	年 月 日		人				
歯科健診 実施予定	区分	受診予定日		受診予定児童 数		医療機関名		
	1回目	年 月 日		人				
支出予定 額 A				内訳				
				内科 1 回目		内科 2 回目		歯科 1 回目
				円		円		円
				健診事業に 充てる収入		円		
補助基準 額 B				内訳（いずれか少ない方）				
				一人当たり単価×受診児童数 円× 人＝ 円				
				一施設当たりの上限額 円				
交付申請時補助金 額（AとBと比較し て少ない方の額）		円						

※入所人員の人数は4月1日時点とし、年齢は4月2日時点とします。一時預かりの人数は含みません。

※入所人員に記載した児童の氏名等の一覧を添付してください。

	児童名	児童生年月日	住所	認可保育所の 利用の有無
1				有・無
2				有・無
3				有・無
4				有・無
5				有・無
6				有・無
7				有・無
8				有・無
9				有・無
10				有・無
11				有・無
12				有・無
13				有・無

14				有・無
15				有・無
16				有・無
17				有・無
18				有・無
19				有・無
20				有・無
21				有・無
22				有・無
23				有・無
24				有・無
25				有・無
26				有・無
27				有・無
28				有・無
29				有・無
30				有・無

※「認可保育所の利用の有無」欄は、認可保育所を利用して、認可保育所が利用できない平日・土曜日19時以降の利用や休日に利用している場合には「有」に○をつけてください。なお、「有」の児童は、すこやか健診事業の対象となりません。

様式第3号（第7条関係）

すこやか健診事業実績報告書

認可外保育施設名 ()

内科健診 実施内容	1回目	受診医療機関	
		受診日	年 月 日
		受診児童数	人
		支払額	円 (A)
	2回目	受診医療機関	
		受診日	年 月 日
		受診児童数	人
支払額		円 (B)	
歯科健診 実施内容	受診医療機関		
	受診日	年 月 日	
	受診児童数	人	
	支払額	円 (C)	
健診事業に充てる収入		円 (D)	
支払額 (A+B+C-D)		円 (E)	
補助基準額	円 (F)		
	(下記のいずれか少ない方の額)		
	○児童1人当たり補助単価×受診児童数 円× 人＝		
	○補助上限額		
補助金額 EとFと比較して少ない方の額	円		

※内科検診、歯科健診ともに領収書の写しを添付すること。

薩摩川内市認可外保育施設運営補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第99号）第2条の表に掲げる認可外保育施設運営補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 薩摩川内市認可外保育施設運営補助金に係る補助事業等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものでなければならない。ただし、事業所内保育施設は除くものとする。

- (1) 当該年度4月1日現在薩摩川内市において、日々保護者の委託を受けて乳幼児の保育を行なっていること。
- (2) 1日の保育時間が8時間以上であること。ただし、保育時間が18時以降に及ぶ保育施設にあっては1日の保育時間が8時間以上若しくは18時以降の保育時間が6時間以上であること。
- (3) 保育に従事するものが児童福祉施設最低基準第33条第2項に定める数以上であること。ただし、少なくとも2人は配置されていること。
- (4) 保育に従事するものの概ね3分の1（保育に従事するものが2人の施設にあっては、1人）以上は、保育士又は看護師の資格を有するものであること。
- (5) 乳幼児の保育を行なう部屋（以下「保育室」という。）の面積は、乳幼児1人当たり1.65平方メートル以上であること。
- (6) 保育施設内での事故に係る傷害保険及び賠償責任保険に加入していること。
- (7) 前各号に定めるほか、厚生労働省の定める指導基準に概ね適合していること。

(補助金の区分等)

第3条 薩摩川内市認可外保育施設運営補助金は、次の各号に掲げる区分により交付する。

- (1) 施設割
- (2) 児童割（4月から9月までの月平均受託児童数とする。）
- (3) 施設の設置者が実施する児童の健康診断（以下「すこやか健診事業」という。）に要する経費。（以下「健診事業費」という。）

2 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額は、別表に定めるとおりとする。なお、別表の対象経費ごとに定められた補助基準額（当該経費の実支出額が当該補助基準額を下回る場合には、その額）の合計額と当該認可外保育所における次条に定める経費の実支出額の合計額とを比較して少額となる方の額とし、当該年度の予算の範囲以内とする。

(交付の申請)

第4条 薩摩川内市認可外保育施設運営補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年5月末日とする。

2 薩摩川内市認可外保育施設運営補助金の交付の申請に係る規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 薩摩川内市認可外保育施設月平均受託児童数調べ(様式第1号)

(2) すこやか健診事業を実施する場合は、すこやか健診事業実施計画書(様式第2号)

(3) 前各号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(交付の基準)

第5条 薩摩川内市認可外保育施設運営補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

(1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合

(2) 前各号に掲げる場合のほか、薩摩川内市認可外保育施設運営補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第6条 薩摩川内市認可外保育施設運営補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類

(2) 薩摩川内市認可外保育施設月平均受託児童数調べ(様式第1号)

(3) すこやか健診事業を実施する場合は、すこやか健診事業実績報告書(様式第3号)

(4) 第4条に掲げる経費の領収書

(5) 前各号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第7条 薩摩川内市認可外保育施設運営補助金の効果(条例第4条第2項第1号の効果をいう。)は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

(1) 利用定員に対する利用者実人数の割合

(2) 月平均受託児童数(月平均受託児童数については、一時的な預かりではなく通常保育として預かっている児童数とする。)

(補助事業者等の責務)

第8条 薩摩川内市認可外保育施設運営補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の児童福祉政策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市民福祉部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

補助金 の区分	補助対象経費	補助基準額
施設割	・施設整備に要する経費（安全対策を目的とするもの） ・職員研修に要する経費（保育内容を高めるためのもの）	1 施設当たり 年額 30,000 円
児童割	・児童の保育に要する経費（育児教材費、衛生管理費） ・施設の維持管理費に要する経費（需用費、役務費、委託料等） ・施設整備に要する経費（施設割不足分を含む）	1 人当たり 年額 15,900 円 1 施設当たり上限額 年額 500,000 円

健診事業費

入所人員	児童 1 人当たりの単価	1 施設当たりの上限額
30 人以下	5,300 円	105,400 円
31 人以上 60 人未満	3,400 円	138,000 円
60 人以上 90 人未満	2,300 円	162,000 円
90 人以上	1,800 円	300,000 円

※入所人員とは、当該年度の 4 月 1 日時点登録児童数とする。ただし、認可保育所利用者は含まない。

※市からの補助金以外で施設の設置者に健診事業費に充てる収入がある場合は、健診事業費からこの収入を控除した額を対象経費とする。

※対象となる健診は、年 2 回の内科検診、年 1 回の歯科健診とする。

様式第1号(第4条関係)

薩摩川内市認可外保育施設月平均受託児童数調べ

認可外保育施設名 ()

4月1日現在の入所人員数(年齢は4月2日時点)

年 齢	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合 計
入所人員	人	人	人	人	人	人	人

	月平均受託児童数
4 月	人
5 月	人
6 月	人
7 月	人
8 月	人
9 月	人
合 計	人
6 ヶ月平均	人

(小数点以下切捨て)

- ※ 月平均受託児童数については、一時的な預かり保育ではなく、日々保護者の委託を受けて預かっている児童数を記入すること。(学童は含まないものとする。)
- ※ 交付申請時は9月までの見込みを記入し、実績報告時は9月までの実績を記入すること。

第2号様式(第4条関係)

すこやか健診事業実施計画書

認可外保育施設名 ()

入所人員	年齢	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
	人数	人	人	人	人	人	人	人
内科健診 実施予定	区分	受診予定日		受診予定児童数		医療機関名		
	1 回目	年 月 日		人				
	2 回目	年 月 日		人				
歯科健診 実施予定	区分	受診予定日		受診予定児童数		医療機関名		
	1 回目	年 月 日		人				
支出予定 額 A				内訳				
				内科 1 回目		内科 2 回目		歯科 1 回目
				円		円		円
				健診事業に 充てる収入		円		

補助基準額 B		内訳（いずれか少ない方）
		一人当たり単価×受診児童数 円 × 人 = 円
		一施設当たりの上限額 円
交付申請時補助金額（AとBと比較して少ない方の額）	円	

※入所人員の人数は4月1日時点とし、年齢は4月2日時点とします。一時預かりの人数は含みません。

※入所人員に記載した児童の氏名等の一覧を添付してください。

	児童名	児童生年月日	住所	認可保育所の利用の有無
1				有・無
2				有・無
3				有・無
4				有・無
5				有・無
6				有・無
7				有・無
8				有・無
9				有・無
10				有・無
11				有・無
12				有・無
13				有・無
14				有・無
15				有・無
16				有・無
17				有・無
18				有・無
19				有・無
20				有・無
21				有・無
22				有・無
23				有・無
24				有・無
25				有・無
26				有・無
27				有・無
28				有・無
29				有・無
30				有・無

※「認可保育所の利用の有無」欄は、認可保育所を利用して、認可保育所が利用できない平日・土曜日19時以降の利用や休日に利用している場合には「有」に○をつけてください。なお、「有」の児童は、すこやか健診事業の対象となりません。

様式第3号（第6条関係）

すこやか健診事業実績報告書

認可外保育施設名（ ）

内科健診 実施内容	1回目	受診医療機関	
		受診日	年 月 日
		受診児童数	人
		支払額	円 (A)
	2回目	受診医療機関	
		受診日	年 月 日
		受診児童数	人
		支払額	円 (B)
歯科健診 実施内容	受診医療機関		
	受診日	年 月 日	
	受診児童数	人	
	支払額	円 (C)	
健診事業に充てる収入			円 (D)
支払額 (A+B+C-D)			円 (E)
補助基準額	円 (F)		
	(下記のいずれか少ない方の額)		
	○児童1人当たり補助単価×受診児童数 円× 人 = 円		
○補助上限額			円
補助金額 EとFと比 較して少な い方の額	円		

※内科検診、歯科健診ともに領収書の写しを添付すること。